

京都市図書館利用規程施行要領

京都市図書館利用規程（以下「利用規程」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

1 利用場所（第1条関係）

利用規程第1条の「所定の場所」とは、各図書館が指定する館内利用のために設けた机、椅子等の閲覧設備のある部屋又は場所をいう。

2 移動図書館（第18条関係）

(1) 巡回基地（基地）

移動図書館の巡回基地（基地）は別表のとおりとする。

(2) 巡回スケジュール

移動図書館の巡回は、各巡回基地（基地）に月1回巡回することを原則とする。ただし、積雪地域については、冬期（1月、2月）の巡回を行わないことがある。

3 他の図書館等からの借用（第26条関係）

(1) 利用者の申請

利用者は、京都市図書館以外の図書館等からの借用により資料の利用を希望するときは、別紙様式により申し込まなければならない。

(2) 借受資料の範囲

京都市以外の図書館から借り受ける資料は、京都市図書館が未所蔵の資料であって、京都市図書館において購入不可能な資料とする。ただし、利用に急を要し、京都市図書館が購入するまで待てないときはこの限りではない。

(3) 借受資料の貸出しの制限

借受資料について、当該資料を所蔵する図書館が、館内閲覧のみを許可する等の制限を行っているときは、その取扱いに従う。

(4) 資料借受に係る費用の負担

資料の借受に係る費用は、利用者が負担することを原則とする。ただし、往復の送料が必要な場合の返送料については、図書館の負担とする。

4 図書館資料の弁償（第27条関係）

利用規程第27条ただし書きの「同一の物をもって弁償し難い事由がある場合」とは、絶版、廃盤等により同一の資料が入手できない場合をいい、その場合には、当該資料の受入価格を現金で弁償するものとする。